

公益社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会

# 宅建おきなわ

T A K K E N O K I N A W A

宅地建物取引にかかる経済活動をとおして  
住生活の安定・向上から地域と信頼をつなぐ

2025.4  
- Spring -

vol.180

各種セミナー・研修会開催！  
各地区の業者会の動きにも注目！



(公社) 沖縄県宅地建物取引業協会  
(公社) 全国宅地建物取引業保証協会沖縄本部



公益社団法人  
全国宅地建物取引業協会連合会

# Webで法定講習を受講しませんか

更新の方・新規の方どなたでも受講できます。

## Web法定講習とは？

従来の法定講習とは違い、会場に集まっていただくことなく、自宅や職場などインターネット利用可能な場所で、いつでもどこでも、ご自身の都合に合わせて受講可能となります。受講期限内であれば、分割して受講も可能です。



## Web法定講習の流れ

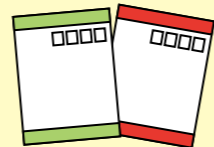
### 1 申し込みをする

- 宅建協会ホームページより申し込み  
もしくは
- 申し込みに必要なものを添えて郵送申し込み、または窓口申し込み



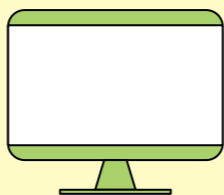
### 2 講習用テキスト、Web受講用ID・パスワードが届く

受講開始日前に、講習テキスト等がレターパックで届くため必ず受け取りをお願いします。



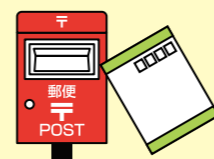
### 3 受講開始日になったら受講を開始する

Web環境があれば、いつでもどこでも受講可能です。ただし、修了後に引換票の印刷が必要となります。受講開始日より28日以内に、5時間半の動画講習の全視聴、および確認テスト(○×形式30問)7割正解(くり返し解答可)が、修了の要件となります。

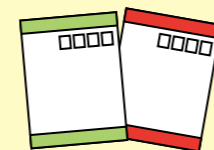


### 4 「新宅地建物取引士証引換票」を印刷し、お持ちの宅建士証とあわせて宅建協会へ送付する

書類を送付する際は、簡易書留またはレターパック等の追跡可能な方法で郵送してください。



### 5 新しい宅地建物取引士証がレターパックで届く



郵送先  
お問合せ

(公社)沖縄県宅地建物取引業協会 TEL.098-861-3402

【宅建士法定講習会 係】

〒900-0021 那覇市泉崎1丁目12番7号

受付時間(平日) 午前9:00~12:00 / 午後1:00~5:30 土曜・日曜・祝祭日は休業

## 第13回 定時総会のご案内

日時

令和7年5月27日(火)  
14:00~

場所

沖縄ハーバービューホテル  
2階「彩海の間」  
那覇市泉崎 2-46 TEL098-853-2111



### 重要事項

5月に総会資料を発送します。  
必ず下記の提出をお願い致します。

総会へ出席 → 出席届の提出  
総会を欠席 → 委任状もしくは議決権行使書面の提出

## contents

- 1 Webで法定講習を受講しませんか
- 2 第13回 定時総会のご案内
- 3 REINSシステム改修について
- 4 不動産広告研修会
- 5 全宅管理会員限定研修会
- 6 開業支援セミナー
- 7 流通機構会員限定研修会
- 8 弁護士相談助成について
- 9 新入社員・若手社員向けクレーム対応セミナー
- 10 新規免許取得者研修会(後期)
- 11 令和6年度 家主セミナー
- 12 不動産キャリアパーソン受講のご案内
- 13 「重要土地等調査法の届出制度」に係るキャラバンについて
- 15 業者会の動き  
那覇東地区・那覇西地区
- 16 業者会の動き  
小禄・南部地区/浦添・西原地区  
/宜野湾・中城地区
- 17 業者会の動き  
中部地区/北部地区/  
八重山地区
- 18 女性部会だより
- 19 宅建業法遵守のお願い
- 20 会員のひろば
- 21 入会者のご案内
- 22 理事会の動き/協会の動き
- 23 「宅地建物取引業者票」「従業者名簿」改定のお知らせ

### 協会よりお知らせ

改正情報に関しては協会のHPをご覧ください。





宅建協会よりお知らせ

# REINSシステム改修について

REINSシステムが令和7年1月に改修されました。

## 【改修内容】

- (1) 売買物件の既存入力項目の必須化
- (2) 物件削除時のメッセージ表示の追加
- (3) 売買物件(専属媒介及び専任媒介)の証明書に売主確認画面への二次元コードの追加



詳細はQRコードからご確認  
お願いいたします。

## ステータス管理機能について

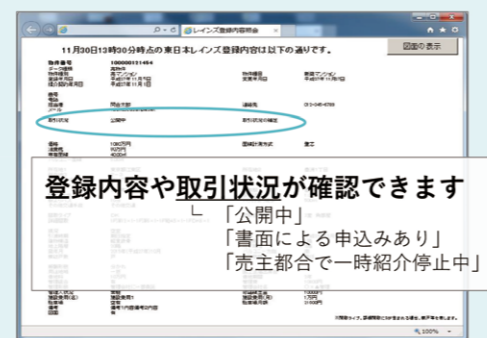
NEW 令和7年1月からステータス管理機能が使いやすくなりました！

令和7年1月から、宅建業者から配布される「登録証明書」の二次元コードを読み取ることで、「売主専用画面」に簡単にアクセスし、取引状況を確認することができるようになりました！

### ● レインズへの登録証明書 (宅建業者から売主の皆様へ交付されます)



### ● レインズの売主専用画面



二次元コードから  
簡単アクセス！  
(確認用ID・PWが必要です)

登録内容や取引状況が確認できます  
「公開中」  
「書面による申込みあり」  
「売主都合で一時紹介停止中」

## ステータス管理機能は「囲い込み」の防止にも役立ちます！

「**囲い込み**」とは、一部の宅建業者が自社の利益のため、売主・買主双方の媒介を行うことを目的として、故意に物件の取引状況を隠し、売主の意向に反して物件の紹介を行わないような行為を指します。こうした行為は、早期の成約可能性を狭め、**売主や買主の利益を損なう可能性があり、市場の公正を害するものです。**

(例：事実と反して「売主都合で一時紹介停止中」と虚偽登録し、他の業者への紹介を意図的に拒否する等)  
売主の皆様がステータス管理機能を活用し、物件の取引状況を把握することは、円滑な売買契約の締結に役立つだけでなく、**囲い込み行為の防止にも繋がります。**



取引状況を確認したら、  
覚えがないのに  
「売主都合で紹介停止」に  
なっている...



依頼した宅建業者に  
問い合わせ

誤った取引状況登録が是正され、  
買主側の宅建業者から物件への  
問い合わせが可能になります



詳細はQRコードからご確認  
お願いいたします。

workshop



# 不動産広告研修会

網紀公取委員会 伊波 直哉

令和7年1月30日(木)に不動産広告研修会が沖縄産業支援センターにて開催されました。研修会の講師は昨年と同じく(一社)九州不動産公正取引協議会 事務局長の北原義輝氏を招き「**不動産広告の注意点**」をテーマに資料が刷新され、不動産の公正競争規約・景品規制について事例を盛り込みながら解説いただきました。



研修会の様子

不動産の公正競争規約は公正取引委員会の認定を受けた自主規制ルールではありますが、これらの規制については細かなルールが多く、また法令等と同じように社会状況に応じて規制の内容が変更されることがあります。会員の皆様においては常に最新のルールを把握することで適切な広告の活用が可能となり、



消費者の信頼を得て安心安全な取引に繋がっていただけるものと思います。

特に最近SNSやブログ・ネット掲示板を活用した広告も多くみられますが、これらの媒体も不動産の公正競争規約によって規制対象のインターネット広告となるため、扱いによっては「おとり広告」に該当する恐れがあることの説明があり、終了後のアンケートにおいては、受講された方からの声として「分かりやすかった」(98%)、「参考になった」(100%)となっており、非常に有意義な研修会だったと感じました。

アンケートでは要望等もいただいております。更に充実した内容の研修会を開催できるように努めてまいりますので、今後も研修会へのご参加を宜しくお願い致します。

## セミナー参加者の感想

- 難しい内容でしたが、北原先生の分かりやすい研修会内容で、今やっていることを見直ししながら、気を付けていきたいと思えます
- 予告広告についての疑問が解決しました
- 事例をもとに説明をされていたので分りやすかったです。SNSに関しては今後が気になりました
- SNS広告もおとり広告に該当するので今後はSNSにも気を配らないといけないと思えました



(一社)九州不動産公正取引協議会  
事務局長  
北原義輝氏



会員、広告会社含め約108名がご参加されました

# 全宅管理会員限定研修会

全宅管理沖縄県支部幹事 島袋 紀子

令和7年2月18日(火)、講師に立川・及川・野竹法律事務所の立川正雄弁護士をお招きし、全宅管理会員限定研修会が開催されました。

「宅建業者のための賃貸トラブル解決法(一般トラブル編)」実務に即したトラブルの適切な対応と解決策について、第1章～第10章の事例について、宅建業者からの問いに立川先生が回答、解説する形の研修内容でした。



## 第2章 契約後入居前解約

**Q** 賃貸契約で手付金没収できるか?

**A** 手付金を没収するためには、契約が成立していなければならない(重要事項説明と契約書作成)。

## 第4章 高齢者の入居トラブル

**Q** 入居者の孤独死や要介護状態となった場合に連帯保証人の義務は?

**A** 連帯保証人は金銭債務の支払い義務を負うだけで遺体引取り、身上監護を行う義務はない(解約手続き、明渡しも同様)。病気による孤独死は「借主の故意過失による損傷」といえない。

**Q** 対処方法は?

**A** 身元引受人(引受書)を取っておく。借主又は貸主にて「孤独死保険」に加入する。

## 第6章 空き家などの賃貸仲介手数料

**Q** 空家等の賃貸仲介手数料の特約とは?

**A** (2024年報酬告示の改正)空家等の賃貸仲介料は家賃の2ヶ月+消費税が上限になった。「長期の空家等」のみ対象。国交省は、入居者募集中の賃貸集合住宅の空室は事業の用と解し、長期の空家等に該当しないという見解。宅建業法違反の問題あり。

## 第7章

### 退去時の原状回復・造作買取・有益費償還請求

**Q** 原状回復トラブルを少なくする方法は?

**A** 最大限の原状回復特約を事細かく定める。敷引き特約を付ける。クロス残存期間を引き延ばす特約等も有効。

**Q** 造作買取について注意することは?

**A** 何も特約しないと貸主が許可した造作について借主から貸主へ造作買取請求権が認められる。ところが強行規定ではないので、特約により造作買取請求権の排除は可能。

## 第8章 更新時のトラブル

**Q** 契約書に更新料の定めがないときでも更新料は請求できる?

**A** 更新料の定めがないと更新料は請求できない。法定更新の場合は更新料を請求できない。対策として【文例】「法定更新された場合は、以後〇年毎に借主は貸主に対し、新賃料の1ヶ月分を支払う」という特約を定めれば良い。



セミナーの様子

## 質疑応答

**質問①** 定期借家契約で通知期間を数年経過してしまった場合について

●**回答** 悪意、故意であれば認められない、普通賃借になる可能性あり。

**質問②** 賃貸店舗借主の破産手続きにより破産管財人(弁護士)から借主が設置した業務用エアコンの買取請求権を行使すると言われた。契約書には買取請求は認めないと記載しているが?

●**回答** 破産管財人だとしても契約書に排除の記載があれば問題ない(応じなくて良い)。

今回の研修会は、日常業務で起こり得るトラブルについて、とても分かりやすく解説して頂き、トラブル回避のためにしっかり準備することが大切だと改めて感じました。

# 開業支援セミナー

人材育成委員 比嘉 秀樹

令和7年2月6日(木)てだこホールにて開業支援セミナーを行い、不動産開業に興味のある約40名余りの方が参加されました。

第一部では総務財務委員長の金城浩三より開業に向けてのご説明があり、第二部では新規宅建協会会員による体験談をおこないました。実務に関するさまざまなことをインタビュー形式で質問し、参加者の皆さんは興味深く聞き入っていました。

第三部には(株)沖縄海邦銀行川畑様を招き、開業資金の融資を受けるための準備について説明がございました。セミナー終了後には個別相談会を実施。沖縄の不動産の実情や仲介手数料についてなど、実務に関する質問が飛び交いました。

今後とも充実した内容の不動産セミナーが開催できるよう努めて参ります。



(株)沖縄海邦銀行川畑様による説明

## 第1部

### 開業に向けて

- ・不動産免許取得までの流れ
- ・宅建協会、保証協会とは
- ・新規開業までの流れ
- ・事務所の設置要件
- ・入会する費用やメリット etc...



総務財務委員長  
金城浩三



## 第2部

### 新規宅建協会会員による体験談

- ・開業しようと思ったきっかけ
- ・開業までに一番苦労したこと
- ・開業して大変だったこと、良かったこと
- ・開業資金の額 など

その他、いろいろなことをインタビュー形式で質問を行いました。



株式会社りゅうがほ不動産  
中林進一



リードハピネス株式会社  
赤嶺尚毅

## セミナー参加者の感想

- 開業の流れ・期間を把握できた。体験談は非常に良かった!
- 事務所の設置場所が気になっていたので解決できた
- 開業までの資金計画をしっかりと計画することが大事とわかった
- 事業の進め方、経営の考え方がイメージできた
- 今後は実際の経営者の方のセミナーや実体験を聞く機会を増やしてほしい



セミナー会場の様子

# 流通機構会員限定研修会

## ～トラブル事例に学ぶ調査の深掘と対策～

令和7年2月3日(月)てだこホールにて(一社)沖縄県不動産流通機構主催の(流通機構会員限定)の研修会が行われました。当機構初となる会員限定の研修会となり166名の参加者のもと研修会が行われました。



開会のあいさつ



開会のあいさつ

また、公益財団法人不動産流通推進センターには、境界問題等の様々な相談があり、アーカイブの閲覧や目的に合った研修等を当センターのホームページにて検索できるという有益な情報も提供していただきました。

参加された会員からの質疑などもあり、大変実りある研修会となりました。

(一社)不動産流通機構では、今後も会員の皆様にとって有意義な研修会を提供するよう予定しております。未加入の業者様は(一社)不動産流通機構への入会及び優良会員認定業者への登録をぜひご検討をお願いいたします。



たくさんの会員の皆さまにご参加いただきました

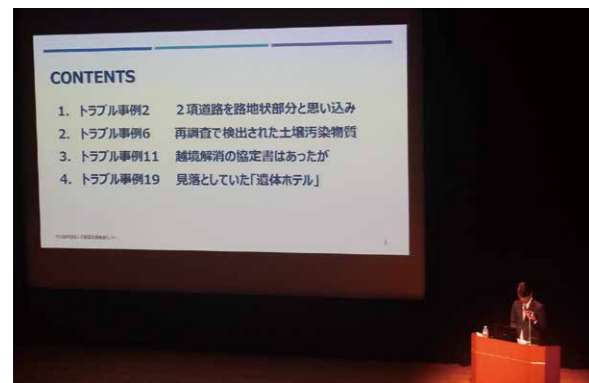
### 身近なトラブル事例

- ・42条2項道路
- ・土壌汚染
- ・越境
- ・心理的(環境)瑕疵

不動産業界での取引においても身近な事象のトラブル事例について講演いただきました。その中で

- ①重要事項説明の調査をより慎重に行う事の重要性
- ②隣地所有者との越境に対する覚書等の取り扱い方
- ③土壌汚染のトラブルに関して発覚する前段階での当事者間での取り決めの重要性
- ④心理的(環境)瑕疵における調査の方法

など他にも多岐にわたり事例や対策方法を示して頂きました。



講師・不動産流通推進センター 渡辺宏氏



## 弁護士相談助成について

各会員皆様の  
**不動産業務に関する法律弁護士相談費用の一部(5,000円)を助成しております。**  
 つきましては、下記手順に沿って申込をお願い申し上げます。

### 【申込手順】

①当協会ホームページより、申込書をダウンロード

URL <http://okinawa-takken.com>

会員専用情報



目次【弁護士助成費用について】より  
 別紙1\*「弁護士相談予約申込書」をダウンロード

②弁護士へ相談をする前に「弁護士相談予約申込書」に相談内容をご記入のうえ、当協会へ

FAX098-868-7963

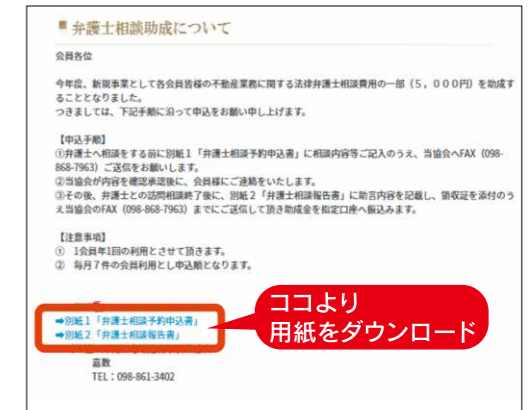
ご送信をお願いします。

③当協会が内容を確認承認後に、会員様にご連絡をいたします。

④その後、弁護士との訪問相談終了後に、別紙2\*「弁護士相談報告書」(当協会ホームページより用紙を上記①の通りダウンロード)に助言内容を記載し、領収証を添付のうえ当協会の

FAX098-868-7963

までにご送信して頂き助成金を指定口座へ振込みます。



### 【注意事項】

- ① 1会員年1回の利用とさせていただきます。
- ② 毎月7件の会員利用とし申込順となります。

お問い合わせ先

(公社)沖縄県宅地建物取引業協会 TEL098-861-3402

# 新入社員・若手社員向け クレーム対応セミナー

令和7年2月12日(水)てだこホール市民交流室にてクレーム対応についてのセミナーが開催されました。講師に、オー・アンド・オーコミュニケーション代表の大山美智代氏を招き、2部構成でセミナーを行いました。

会員支援委員 名嘉真 秀

## 第1部

### クレームを未然に防ぐための 対応マナーのチェック

“物クレーム”“人クレーム”“特殊クレーム(カスハラ)”の3つのクレームについて説明がなされ、“物クレーム”と“人クレーム”においては、クレームの捉え方や価値観の違いで起こることを、グループワークを通じて受講者が気付けるように行いました。さらに、初動で問題を大きくしないコミュニケーションスキルやクレーム対応時の発声や所作の方法について説明を行い未然に防ぐ対応方法を学びました。そして、それらのクレーム対応方法は、個人のスキルとなり有用な接客方法として、今後役に立つもので受講者も興味を持ちながら受講しておりました。



改めて接客対応の見直しことができました



グループワークの様子



オー・アンド・オーコミュニケーション  
大山美智代



「今すぐ来い!」「社長に代われ!」「電話を切るな!!」等もカスハラに該当し、毅然とした対応方法を教えてもらい、複数の人数で対応する必要がある事と会社からのバックアップも必要だという事を説明してもらいました。そして、あからさまな強要、脅迫等に該当しない場合は1時間を目安に威力業務妨害として対応する。など、具体的にアドバイスする場面もありました。

## 第2部

### カスハラ等特殊クレームの際 とるべき言動を予め学ぶ

「今すぐ来い!」「社長に代われ!」「電話を切るな!!」等もカスハラに該当し、毅然とした対応方法を教えてもらい、複数の人数で対応する必要がある事と会社からのバックアップも必要だという事を説明してもらいました。そして、あからさまな強要、脅迫等に該当しない場合は1時間を目安に威力業務妨害として対応する。など、具体的にアドバイスする場面もありました。

## 質疑応答 会員さんよりご質問

- Q** 契約書に書いているのに、聞いてないと  
言ってくるお客さまがいる。
- A** 即座に否定するのではなく、まずは共感する  
ことを前提にイエス・バット方式などテクニ  
カルな対応方法やセルフメンタルケアが重要。



## セミナー参加者の感想



クレーム産業である不動産業界  
についての大切なスキルを学べ  
る内容として自社に持ち帰れる  
有意義なセミナーになりました



とても勉強になりました!  
改めて対応の大切さを学べ  
ました

# 新規免許取得者研修会 後期

人材育成委員会 大城 民夫

令和7年2月19日(水)不動産会館4階ホールにて、新入会員26名を招き、新規免許取得者研修会を行いました。

個別の講義では、倫理規定等の解説をわかりやすくおこない、不動産の公正競争規約については、SNS広告やおとり広告の注意点について語っていただきました。



公正競争規約加盟店の  
ステッカー

重要事項説明書の書き方の講義で、「日付」は説明したその日を記すという基本から、県内で話題となっている重要土地調査法まで言及し幅広い内容となりました。

講義修了後は参加者全員に修了証書が渡され、参加者全員で記念撮影を行い閉会いたしました。

## 新規免許取得者研修会



講義の様子

## 研修会の内容

- 1 倫理規定の重要性・関連団体の構成について  
講師: 宅建協会副会長 宮城 康
- 2 不動産の表示に関する公正競争規約について  
講師: 網紀公取委員長 伊波直哉
- 3 重要事項説明書の書き方について  
講師: 人材育成委員 比屋根浩



修了証授与の様子

congratulations



# 令和6年度 家主セミナー



原状回復診断士(株)孝川原 孝太氏  
【講師】

【テーマ】

## 退去時精算(原状回復)どうするの？

令和7年2月20日(木)産業支援センターにて家主セミナーを開催。テーマに「退去時精算(原状回復)どうするの？」をかけた、講師に(株)孝川原孝太氏を招きセミナーを開催致しました。実際に退去時に使用する精算請求書を使用し、4つの事例を挙げ、実際の写真と照らし合わせながら進行を行いました。

- ・事例1 床(研磨・ニス仕上げ)
- ・事例2 クロス張替え
- ・事例3 生活臭(タバコ・ヤニ)
- ・事例4 生活臭(香辛料など)



講師による説明の様子

平日の昼間開催にも関わらず、会員のみならず、家主の方々101名にご参加いただき関心の高さが伺えました。曖昧だった問題が輪郭をもって立ち上がってくる講演会で大変有意義な時間になりました。



多くの方に参加していただきました



広報啓発委員会のメンバー紹介



閉会のあいさつ

### セミナー参加者の感想

- 実際の現場で起こっているトラブル事例をもとに話が聞けてよかった
- 貸主と借主負担でトラブルが発生するので慎重に対応をしていきたい
- 退去代行社がいることを初めて知った。プロの知識で説明することで相手側も納得できることが良いと思った
- 今までとても気になっていたこと。解決できて良かった
- 清掃修繕業者側の視点、実際の業務内容が知れたので、視野が広がった。
- 今回は住宅用の原状回復だったので、次回は店舗や事業用賃貸の原状回復のお話しが聞きたい



会員より質問

[不動産キャリア]サポート研修制度

不動産取引実務の基礎知識向上!

宅建協会用

# 不動産キャリアパーソン

受講のご案内



不動産取引の「実務」を基礎から学べる!  
従業者教育のツールとしても最適!  
宅建アソシエイトや宅建士への  
ステップアップをめざすあなたにも!

### 不動産キャリアパーソンとは

- 不動産取引実務の基礎知識修得を目的とした通信教育資格講座です。
- 宅建業従業者、経営者、宅地建物取引士、消費者問わず、不動産取引に関わるすべての方に最適です。ご自身の知識や実務の再確認として、さらに会社の従業者研修としても利用されています。
- 修了試験に合格した方は、全宅連へ申請いただくと資格登録証が発行されます。

テキスト+Webで  
いつでも学習



公益社団法人  
全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)

佐藤まり江さん

# 「重要土地等調査法の届出制度」に係るキャラバンについて

令和7年3月11日(火)に重要土地等調査法の届出制度に関するキャラバン(周知活動)を実施しました。

重要土地等調査法により、国は、重要施設の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域を注視区域・特別注視区域として指定し、区域内の土地・建物で機能阻害行為が行われることを防止するため、その利用状況を把握する調査を行っています。

また、特別注視区域内で面積200㎡以上の土

地・建物の売買等をする当事者は、あらかじめ内閣府への届出が必要になります。宅地建物取引業者の皆様におかれましては、特別注視区域内における土地・建物の売買等の仲介等を行う際、当事者に対して、この届出義務について重要事項として説明することが必要となりますので、適切にご対応いただけますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。届出様式や記載要領は内閣府ホームページの「届出について」に掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。

## ○「重要土地等調査法の届出制度」に係るキャラバン

- ・ 日 時 令和7年3月11日(火) 13:30~14:45
- ・ 場 所 沖縄産業支援センター 1階大ホール
- ・ 対 象 沖縄県宅地建物取引業協会の所属会員
- ・ 実施形式 対面+オンライン
- ・ 内 容 ① 取組みの趣旨説明  
② 業界向け動画の放映  
③ 質疑応答 等

### ■ 沖縄県内で特別注視区域の所在する市町村

※令和7年3月時点(キャラバン実施時点)

那覇市、宜野湾市、石垣市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、久米島町、八重瀬町、竹富町、与那国町

※売買等の対象となる土地・建物が特別注視区域に含まれるかどうかについては内閣府ホームページでご確認ください。なお、注視区域・特別注視区域が簡便に確認できるよう、令和6年6月より「重要土地ウェブ地図」(以下リンク先参照)を公開しておりますのでご活用ください。

### ■ 内閣府ホームページで2本の説明動画を公開中

- ①「重要土地等調査法のポイント」は、制度全般を説明した動画です。
- ②「重要土地等調査法の届出制度の概要と届出書の記載方法」は、届出書の記載方法等を説明した動画です(令和7年2月17日に新たに公開)。

#### 内閣府ホームページ

URL <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa>  
または「内閣府 重要土地」で検索



#### 重要土地Web地図 (内閣府ホームページ内)

URL <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/kuiki.html#kuikishiteichiran>  
または「内閣府 重要土地 指定区域」で検索



#### 説明動画 (内閣府ホームページ内)

URL <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/doga.html>  
または「内閣府 重要土地 説明動画」で検索



問い合わせ先 内閣府重要土地等調査法コールセンター ☎0570-001-125(平日9:30~17:30)



「重要土地等調査法の届出制度」に係るキャラバン

## 質疑応答

**Q1** 土地や建物床面積等が200㎡以上は重要事項説明や届出が必要であるが、200㎡以下の届出は必要ないが重要事項説明は必要でしょうか？

**A1** 必要ではない。お客様に説明を止めるものでもないので必要があれば説明してもよい。

**Q2** 調査について、対象に「賃借人」が入っているのはなぜか？

**A2** 土地の利用を確認するものなので、阻害するのであれば賃借人も対象になる。

**Q3** 沖縄県の届出はどれくらいか？

**A3** 令和6年度は全体で200件弱。令和5年度は、離島しか指定されていないため、5件のみ。

**Q4** 契約の実行日がずれた場合あらかじめ届出したものに影響がないのか？またローン特約で融資が下りず契約が白紙になった場合、あらかじめ届出している場合、追加で内閣府に届出が必要か？

**A4** 契約日の変更や契約解除の場合あらかじめ届出は必要なし。コールセンターへ連絡して頂ければ処理しやすいのでお願いしたい。

**Q5** 契約と残金決済のどちらが契約日になるのか？

**A5** 契約締結日。

**Q6** 特別注視区域の持分売買で200㎡以下の場合、届出は必要か？

**A6** 持分が200㎡以上であれば必要。以下であれば不要。

**Q7** 特別注視区域で床面積が200㎡以上の建物を新築する場合、届出は必要か？

**A7** 建物を建てるのは原始取得になるので届出は不要。その後建物を売買する場合、延床面積が200㎡以上は届出必要になる。

**Q7** 軍用地は届出対象か？

**A7** 軍用地などの軍用施設その物は対象外。その周り施設のドーナツ状の赤い線が対象になる。

## 他県の質疑応答

**Q1** 大規模土地を分割して200㎡以下にした場合、届出の対象外であるが、悪意でした場合はどうなるのか？

**A1** 届出は対象外だが調査の対象になる。調査を通じて機能阻害に努めてく。

**Q2** 到達したか分からないと契約ができないため、届出到達の連絡をいただけるのか？

**A2** 届出して頂ければ契約を進めてください。こちらからの連絡はございません。

**Q3** 1件でも届出を怠った場合すぐに罰則を適用するのか？

**A3** 個別の事案による判断になる。

**Q4** 区域の追加や注視区域から特別注視区域への変更はあるのか？

**A4** 防衛施設の追加や施設機能が変化など条件によってはありえる。その場合は、周知期間を設ける。



セミナーの様子



閉会のあいさつ

## 合同講演会を開催！

### 那覇東地区・那覇西地区

令和7年3月5日(水)に知念覚那覇市長をお招きし「那覇市LRT」整備計画素案と「新真和志複合施設建設事業について」をテーマとし講演会を開催致しました。

今回の研修会は那覇地区全体のテーマとなります。

那覇東地区業者会と小禄南部地区業者会へお声かけし、70名の会員にご参加いただきました。那覇市与儀公園や旧市民会館が新しく真和志複合施設として生まれ変わり、LRTの運行と併せて将来に大きな希望を抱かせる素晴らしい講演会

でした。

同日の第二部では、那覇西地区業者会で毎年行われております、地域貢献活動の一環として「女性を元気にする会」の代表 ゴージャス理枝さんへ40万円の寄付金が贈与されました。子どもたちの貧困をなくすためにこれからも毎期支援をしていきたいと思っております。

5月には今年度の総括と次年度の計画報告を行う総会が予定されておりますので、多くの会員皆さまのご出席を期待申し上げます。

那覇西地区業者会 会長 喜納 兼功

### 第一部



講演会のようす



LRT整備計画案の説明

知念覚 那覇市長

### 第二部



代表: ゴージャス理枝さんご挨拶



寄付金贈呈のようす

会長ご挨拶



## 会員の資質向上と社会貢献に取り組む！

### 小禄・南部地区

おとそ気分も冷めやまぬ1月8日、小禄・南部業者会は南城市社会福祉協議会に米を寄贈しました。

これは、「地域貢献事業」として行っているもので、これまでとの趣向を変えた米の寄贈は去年の南風原町社協に続き2回目となります。

当日は、メンバーが全員でスーパーへ繰り出して米を購入し、南城市役所へ向かいました。購入費用は、業者会の予算に加えメンバーからの寄付もあり、10万円位あつまり、それで130\*の米を準備することができました。

南城市社協では城間寿史会長らに迎えられ、

武島多加雄業者会会長が「コロナ禍や物価高騰で困窮世帯を助けるための寄付」であるとの趣旨説明が行われました。

社協側からは、「今年は特に米不足と米の高騰があり、時機的な寄贈でありありがたい。さっそく有効活用していく」との返答がありました。

その後、会議テーブルを囲んでしばらく談話となりました。その中で、担当者からは配給する食糧は思っている以上に少なく、こうした寄付は本当に貴重であり、さらなる協力をお願いしたいとお話もありました。

小禄・南部地区業者会 副会長 大城 民夫

## 新年会・宅建カップを盛大に年事業活動を開催！

### 浦添・西原地区

【新年会】 令和7年1月31日(金)会員の皆様を中心に浦添市長を始め関係諸団体、たくさんの仲間と共に盛大に新年会を執り行いました。

毎年参加者も増加していることから皆様方にはよりよい交流も図れ、喜ばしい新年を迎えることができたと思います。また、「北部豪雨災害へご支援募金」・「宅建カップ支援金の贈呈式」・ビンゴ大会等があり笑顔あふれる会となりました。



です。小学生の子供を中心に、浦添市・西原町・サッカー協会のご協力のもと、ご父兄の皆様のご支援を受け毎年開催できることに感謝しています。来年20回目となることからさらなる参加チームも増えると思われるため、これからも会員の皆様と共にスポーツを通し地域発展活動つながるお手伝いを継続していきたいと思っております。

また、当業者会は、新規入会も随時募集しておりますのでお気軽に事務局へお問合せお待ちしております。

浦添・西原地区業者会 副会長 仲里 武



【第19回 浦西宅建カップ】 令和7年2月15・16日の2日間で開催されました。毎年2月に青少年育成事業として取り組んでいるサッカー大会

## 新年会を開催！新しいまちづくり始まる

### 宜野湾・中城地区

去った1月17日に宜野湾・中城地区業者会では、ラグナガーデンホテルで盛大に新年会を開催しました。宜野湾市長や中城副村長をはじめとする来賓の方々、金融機関、関連業者様にもご参加いただき会を盛り上げていただきました。

当業者会のエリアである西普天間住宅地区では、年明けから琉大病院の開院、4月には琉大医学部の開校と、新しいまちの開発が進みつつあります。期待と同時に、まちづくりの一端を担う業者会の役割も感じるところです。今後も業者会のさらなるスキルアップを目指し、活気ある業者会



多くの方が参加した新年会。ゲームの景品も盛りだくさん

を目指していきたいと思っております。

宜野湾・中城地区業者会 池原 涼子

# 業者会 information

## 思い切り楽しんで、しっかりと学びます！

### 中部地区

1月31日、NBCにおいて134名が集い新年会を開催いたしました。1月もう終わりという日でしたが、翔龍太鼓の力強い演武で幕が開けると、新年らしい華やかな雰囲気が会場中に広がりました。長嶺将賢会長挨拶、渡久地政彦宅建協会会長の激励のお言葉、平良義弘相談役への委嘱状交付式のあと、仲松末一相談役の乾杯の音頭で開宴となり、食事をとりながら歓談の時間を持ちました。余興では県内外で注目を集めるアーティスト、ドリームガールズのパワフルなライブを楽しみ、抽選会は参加者全員に平等なチャンス！ということで、一番の目玉景品の抽選から熱くスタート。今年も100品余りの景品のご提供をいただき、大盛況のうちに閉会の時間となりました。

2月のもうき塾では「障害者差別解消法」について、沖縄県生活福祉部障害福祉課・主査の山城

上/左下  
新年会の様子  
右下・もうき塾



正也氏を講師に招き、不当な取扱いとされる具体的なケースやその対応策などについて詳しく教えていただきました。資料の最後に「配慮を求める側と求められる側が、互いの調整点を探していくことが大事」と記されており、とても大切な考え方だと思いました。参加者からは「誰もが安心して住まいを選べる環境づくりに貢献していきたい」との感想が寄せられました。

中部地区業者会 事務局 福本 優子

## 名護さくら祭りにて「不動産フェア・無料相談所」を開設

### 北部地区

去った1月25日・26日の2日間、名護さくら祭り会場において、毎年恒例の「不動産フェア・無料相談所」を開設いたしました。物件資料の掲示や不動産無料相談のブースを設けて、さくら祭りにご来場の多くの方、地域の方々へ、北部地区宅建物取引業者会及びハトマークのPRを行うことができました。

また、フェア終了後には懇親会もとり行わ

れ、会員はもちろんのこと、日頃からお世話になっている関係者の皆様、地域の皆様、会員のご家族、多くの方の参加により交流を深め、大変有意義な懇親会となりました。

令和7年度も勉強会や会員間の交流、地域社会への貢献事業等取り組んで参りますので、ご期待とご協力の程よろしくお願いいたします。

北部地区業者会 副会長 池原 勇人



名護さくら祭り会場において、不動産フェア・無料相談所を開設

## 定例会を開催！業務の資質向上を目指す

### 八重山地区

八重山地区宅建物取引業者会は2月に定例会を開催致しました。

毎月たくさんの会員が参加しての定例会となっております。議題では石垣市と連携した「移住者定住者向けの空き家バンク制度」の仲介案件も増加傾向にあり、引き続き業者会では石垣市への移住を計画されている皆様へ継続してサ

ポートを行って参ります。

また、定期借家契約についても過去の裁判事例を含め会員間での意見交換・情報交換を行いました。会員同士、共通認識を持つことにより日頃の業務の資質向上にも繋がる良い機会だと感じています。

八重山地区業者会 副会長 平良 長慶

## 女性部会 だより

女性部会では、毎月第3土曜日に  
定例会を開催中！  
参加のお申込み・お問合せは  
宅建協会事務局広報担当まで  
TEL.098-861-3402



セミナーの様子

小林郁子氏

## 第103回 女性部会 定例会

2025.02.22(土) 沖縄産業支援センター

セミナー

不動産会社が知っておきたい 相続対策

講師

行政書士いっこオフィス 小林郁子氏

セミナーは、民事信託に関する内容について講演いただきました。

最近よく耳にする家族信託など、相続に備えて取り組んだ方がよい内容・仕組みについて事例を基にわかりやすく丁寧にご説明頂きました。財産を所有している本人が、子供等と信託契約を行い、その収益を得るといった仕組みは財産を所有している方が万一、意思表示が出来なくなる等が生じた場合でも、成年後見人を慌てて



セミナー参加者と小林氏(中央)

立てる事なく、財産を管理・処分したりする事ができる契約を行うといった、将来の相続に備え財産を守っていくという契約があるという事が分かりました。契約内容によっては、収益を財産所有者ではなく、別の家族へお渡しする事も指定できるという事で、そのお客様の実情にあった内容や要望を、細かく契約に盛り込んで作成が出来るとの事でした。その他、将来相続が起きた際には揉め事になりそうな場合、遺言書では限界がある場合でも、民事信託を活用する事で、将来仏壇やお墓を継ぐ家族へ財産を承継させる様に、事前に対策を取っておく方法についても、今後はお客様へ提案が出来る内容だと感じました。資産組換予定の高齢者の方への提案事例、共有財産の場合、将来それぞれ相続が発生した場合には、更に名義が細分化されてしまう可能性がある場合に向けて信託契約を行う方法等、たくさんの活用事例がある事を聞いてとても参考になりました。

今後は民事信託の仕組みを理解し、財産を所有されている方々の問題点や将来起こり得る課題について私達不動産会社が相談を受けた場合には、行政書士や司法書士、弁護士等の士業の方々と連携しながら、大切な財産を引き継いでいくお手伝いができる様、仕事に活かせるスキームをたくさん聞いた事が良かったです。

参加された業者様からたくさんの質問があり、小林先生も丁寧に答え頂き、とても有意義なセミナーになりました。

(株)セレクトホームズ 當眞初美

参加のお申込み・お問合せは宅建協会まで

# 宅建業法遵守のお願い

公益社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会  
一般社団法人 沖縄県不動産流通機構

監督行政庁である沖縄県から、以下のとおり宅建業者の宅建業法違反が多く見られるとの報告があります。

これらは、原則、監督処分の対象となりますので、速やかな是正をお願い致します。

## REINS登録について

「専任媒介契約」又は「専属専任媒介契約」を締結した場合、宅建業者はREINS(指定流通機構)に登録し、**積極的に取引の相手を探すことが義務付けられています。**

(宅建業法第34条の2 第5項)

専任媒介契約は7日以内、専属専任媒介契約は5日以内にREINSへ登録してください。



また、登録だけではなく、**依頼者へ遅滞なく登録済証を引き渡さなくてはなりません。**

(宅建業法第34条の2 第6項)

REINSに登録していても、登録済証を依頼者に引き渡していない場合は、違反となります。

※依頼者から「登録しないでほしい」と言われた場合でも、登録しなければ違反となります。

## 媒介契約書の交付について

宅建業者は売主から依頼を受けた場合だけでなく、買主から依頼を受けた場合も媒介契約を締結する必要があります。

媒介契約を締結した場合は、**依頼者に対して媒介契約書を交付することが義務付けられています。**

(宅建業法第34条の2 第1項)

媒介契約書の交付を行わない場合は、違反となります。



適正な取引を行うためにも、法令遵守をお願いいたします。

REINSへの物件登録が難しい又はわからない会員は、(公社)沖縄県宅地建物取引業協会や(一社)沖縄県不動産流通機構へ連絡をお願いします。代行登録も有料で行っております。

(公社)沖縄県宅地建物取引業協会 TEL.098-861-3402

(一社)沖縄県不動産流通機構 TEL.098-861-3584



Happy life♥



## 心身ともに健康で、いきいき働く！

(株)ひろし不動産 砂川 幸男 さん

弊社は今年創業38年を迎えます。私は、父親から事業を引き継ぎ、2代目社長として社員共々、日々精進を重ねています。

個人事業から、法人組織にし、会社のミッション、ビジョン、バリューを成文化し、日々の業務で働く目的を明確にし、実践させていただいています。

創業当時は、不動産売買を中心に業務を進めてきましたが、宮古島の賃貸市場の大きな成長に伴い、弊社は、売買仲介を基軸として、賃貸管理業務に比重をシフトし、現在までの体制を創ることができております。

賃貸管理物件の戸数の増加に併せて、働くスタッフも増員し、現在は、従業員9名体制です。

現在満62歳を迎えます。20~40代は、若気のいたりから、血気盛んで、深夜までの飲酒機会がたたり、恥ずかしながら、痛風を発症してしまいました。

心身の健康が一番でなければ、仕事も、バリバリこなすことは出来ません。

現在、宮古島の「みやこ筋トレ塾」で、名トレーナー高橋氏の指導のもと、パーソナルトレーニングに週一回励み、週2~3回は、起床後、柔軟体操、腕立て伏せ、スクワット等々をし、約3年半継

続することができています。

「健康あつてのものだね」とは、よく言われますが、日々、鏡の前で、カッコいい体つきに変化している自分自身をほめています。笑笑。特に、お腹の出っ張りに気を使っています。笑

筋トレは始める前は、3食の食事でも細く、少量しか食べられなかったのですが、筋トレをするようになり食欲も旺盛になり、持病の痛風も、ほとんど発症していません。

我が社では、数年前から、健康経営に取り組んでおり、毎朝のラジオ体操をはじめ職場の定期健診、完全週休二日制、有給休暇や出産休暇などを充実させるなど、常に、いきいき働きやすい職場創りに邁進しています。



グリーンとイエローを基調とした明るい店内

# 入会者のご案内

みなさまよろしくお願いたします

〈令和7年〉

1月1日▶3月31日

令和7年3月末日現在の会員数

1,606社

## (同)あんしん不動産



代表取締役  
上間 司晃  
宅建取引士  
上間 信秀  
事務所  
うるま市みどり町1-1-9  
203  
TEL989-5606  
FAX989-6136

## (株)ROCKS



代表取締役  
横山 純  
宅建取引士  
上原 司  
事務所  
那覇市牧志2-11-25  
TEL  
894-2493  
FAX  
988-8072

## (株)ウルズン



代表取締役  
座喜味 潤  
宅建取引士  
座喜味 潤  
事務所  
名護市宇茂佐の森1-12-7  
TEL  
894-2493  
FAX  
894-2494

## (株)MIRAISE いい部屋ネット那覇小祿店



代表取締役  
守口 厳雄  
宅建取引士  
守口 厳雄  
事務所  
那覇市赤嶺1-3-11 1F  
TEL  
858-7785  
FAX  
858-7786

## (株)アイネット沖縄



代表取締役  
徳田 泰寛  
宅建取引士  
吉永 勉  
事務所  
石垣市新川12425-2  
TEL  
0980-88-5533  
FAX  
0980-88-5534

## (株)ヤマト不動産



代表取締役  
久手堅 憲明  
宅建取引士  
保井 章吾  
事務所  
那覇市泉崎1-10-16 201  
TEL  
862-6869

## Hilton Grand Vacations Japan (同)那覇首里城パケーション・ギャラリー



代表取締役  
城間 弘子  
宅建取引士  
城間 弘子  
事務所  
那覇市首里山川町1-132-1  
那覇首里城パケーション・  
ギャラリー  
TEL918-0700  
FAX918-0701

## (株)オキフド



代表取締役  
金城 貴雅  
宅建取引士  
金城 貴雅  
事務所  
糸満市兼城476-2 3階  
TEL  
880-8608  
FAX  
880-8608

## (株)オフィス・城間



代表取締役  
城間 政俊  
宅建取引士  
城間 政俊  
事務所  
那覇市長田2-1-1 203  
TEL  
834-0178  
FAX  
834-0177

## (株)ダイナ



代表取締役  
我謝 宗紀  
宅建取引士  
前田 大地  
事務所  
那覇市楚辺1-2-33 101  
TEL  
836-1235  
FAX  
836-1236

## (株)CLAX 那覇オフィス



代表取締役  
石井 葵  
宅建取引士  
石井 葵  
事務所  
那覇市松山1-17-44  
TEL  
963-6240  
FAX  
963-6241

## (株)ヒコ建



代表取締役  
仲宗根 武彦  
宅建取引士  
比嘉 隆  
事務所  
国頭郡本部町健壁389  
TEL  
0980-47-3557  
FAX  
0980-47-7384

## (株)GO-TAs



代表取締役  
五十嵐 義典  
宅建取引士  
西川 ひとみ  
事務所  
浦添市仲西1-3-25 703  
TEL  
865-5555  
FAX  
869-5550

## (株)トロンコミュニティ 沖縄営業所



代表取締役  
前田 ひとみ  
宅建取引士  
前田 ひとみ  
事務所  
浦添市西米2-3-15 7階  
TEL  
916-8438

## (株)崎浜不動産



代表取締役  
崎浜 秀雄  
宅建取引士  
崎浜 秀雄  
事務所  
浦添市西原5-43-2 2F  
TEL  
878-8118  
FAX  
988-9555

## (株)石垣島不動産



代表取締役  
友寄 有子  
宅建取引士  
友寄 永三  
事務所  
石垣島平得1273-185  
TEL  
0980-83-7212  
FAX  
0980-87-0848

## (株)湘建 沖縄支店



代表取締役  
松尾 秀人  
宅建取引士  
松尾 秀人  
事務所  
名護市幸喜98  
TEL  
0980-43-1139

## 四季彩建物 浦添プラザ



代表取締役  
島袋 篤  
宅建取引士  
島袋 篤  
事務所  
浦添市内間5-3-16  
TEL  
963-5307  
FAX  
963-5308

## ワタヤ不動産



代表取締役  
栗原 恒雄  
宅建取引士  
栗原 恒雄  
事務所  
沖縄市南橋原2-1-1  
305号室  
TEL989-4603  
FAX989-4604

## (株)リンク



代表取締役  
屋嘉 睦子  
宅建取引士  
屋嘉 良英  
事務所  
名護市為又265-3 101号  
TEL  
0980-43-7844  
FAX  
0980-43-7845

## Isla Estate



代表取締役  
塚本 将也  
宅建取引士  
塚本 将也  
事務所  
宮古島市平良字下里486  
TEL  
0980-79-0156  
FAX  
0980-79-0165

## アンシエルhome



代表取締役  
下地 照枝  
宅建取引士  
下地 照枝  
事務所  
宮古島市平良久員906-6  
TEL  
0980-66-0021  
FAX  
0980-79-9829

## (同)オーシャン企画



代表取締役  
関 紀子  
宅建取引士  
関 紀子  
事務所  
宮古島市下地与那覇  
1388-5  
TEL  
050-8893-9955

## (株)クオーレ



代表取締役  
神山 徹  
宅建取引士  
神山 徹  
事務所  
那覇市三原2-23-35  
TEL  
851-7455  
FAX  
851-7460

### 長い間ありがとうございました

〈令和7年〉1月▶3月

## 退会者

(同)ヒコ商事 ハウスドゥ沖縄上地 / (株)ライフコーポレーション 浦添支店 / 大東不動産 / あんしん住宅 / (株)クレールアーキラボ / (有)清州 / (有)エースプラン / 大地建設(株) / イワモト(株) / (株)東静プランニング / (有)大米 / (株)東洋土木工業 / (株)イクシー / クリアス(株) / (株)隆盛建設 / (有)大和商事 / (株)東静プランニング 那覇店 / 上東商事 / (有)大松

## 理事会の動き

第6回 「理事・幹事 合同会議」 令和7年2月13日(木)	第1号議案 今後の周年事業の在り方(案)承認の件	賛成多数で可決承認された
第7回 「理事・幹事 合同会議」 令和7年3月17日(月)	第1号議案 資金運用計画(案)承認の件	賛成多数で可決承認された
	第2号議案 令和7年度前島駐車場用地賃料(案)承認の件	賛成多数で可決承認された
	第3号議案 令和7年度事業計画(案)承認の件	賛成多数で可決承認された
	第4号議案 令和7年度収支予算(案)承認の件	賛成多数で可決承認された
	第5号議案 令和7年度「表彰選考委員会」設置と構成員(案)承認の件	賛成多数で可決承認された
	第6号議案 「ハトマークサイト沖縄」の開設(案)承認の件	賛成多数で可決承認された

## 協会の動き

月日	会議・行事	場所
2	3 流通機構会員限定研修会	てだこホール
	4 入会審査 本部相談日 相談員 中部相談日 相談員	4階ホール 2階相談室 中部業者会
	5 公益認定法改正に伴う都道府県協会役員研修会	WEB会議
	6 不動産開業支援セミナー 居住支援協議会意見交換会	てだこホール 沖縄県土地開発公社
	7 (一社)流通機構 事業運営委員会(終了後 事務連絡会)	3階委員会室
	10 正副会長会 常務理事・常任幹事合同会議 終了後 不動産会館取締役会 暮らしの総合行政相談	3階委員会室 3階委員会室 3階委員会室 那覇中央郵便局1階ロビー西側
	11 建国記念日	
	12 入会審査 【全宅連】第4回総務財務委員会 【全宅管理】業務企画委員会 クレーム対応セミナー 本部相談日	4階ホール 東京都 東京都 てだこホール 2階相談室
	13 広報啓発委員会 理事・幹事合同会議	4階委員会室 4階ホール
	14 コンサルティング実践講座 女性部役員会 本部相談日	4階ホール・委員会室 3階委員会室 2階相談室
	17 網紀公取委員会 事務所調査	中・南部地区
	18 全宅管理会員限定研修会 入会審査 沖縄県土地政策推進連携協議会 本部相談日 相談員 中部相談日 相談員	てだこホール 4階ホール WEB会議 2階相談室 中部相談日
	19 新規免許取得者研修会(後期)	4階ホール
	20 家主セミナー	産業支援センター
	21 本部相談日 相談員	2階相談室
	22 女性部会セミナー	小祿産業支援センター
	25 入会審査 (一社)流通機構 正副会長委員長会 本部相談日 相談員 中部相談日 相談員 北部相談日 相談員	4階ホール 3階委員会室 2階相談室 中部相談日 名護市役所
	26 正副会長並びに関連団体代表者会議	3階委員会室
	27 宅地建物取引士法定講習会 苦情解決・研修業務所管委員会	産業支援センター 4階ホール
	28 網紀・公取指導委員会 本部相談日 相談員	4階委員会室 2階相談室

月日	会議・行事	場所
3	3 【西日本流通機構】第4回理事会	ホテルグランヴィア広島
	4 入会審査 終了後 総務財務委員会 本部相談日 相談員 中部相談日 相談員	4階ホール・委員会室 2階相談室 中部業者会
	5 令和7年度宅建試験事務説明会(WEB会議) 那覇西東地区合同講演会	4階委員会室 4階ホール
	6 (一社)総務財務委員会 正副会長会	3階委員会室 3階委員会室
	7 【全宅連】組織整備・入会促進特別委員会 本部相談日 相談員	東京都 2階相談室
	10 (一社)流通機構 合同委員会 愛知県宅建会館竣工に伴う内覧会及び竣工記念式典	4階ホール 愛知県
	11 入会審査 内閣府「主要土地等調査法の届け出に関するキャラバン」	4階ホール 産業支援センター
	本部相談日 相談員 中部相談日 相談員 北部相談日 相談員 宮古相談日 相談員 八重山相談日 相談員	2階相談室 中部業者会 名護市役所 宮古業者会 大演泉記念館
	暮らしの総合行政相談	那覇中央郵便局1階ロビー西側
	12 宅地建物取引士法定講習会 常務理事・常任幹事合同会議 終了後 不動産会館取締役会	産業支援センター 3階委員会室 3階委員会室
	13 【全宅連・全宅保証】第3回常務理事会	東京都
	14 本部相談日 相談員	2階相談室
	17 理事・幹事合同会議 都道府県宅建協会・本部事務局長会議	4階ホール TKPガーデンシティ PREMIUM秋葉原
	18 入会審査 ラジオ相談収録 本部相談日 相談員 中部相談日 相談員	4階ホール ラジオ沖縄 2階相談室 中部相談日
	19 苦情解決・研修業務所管委員会	4階ホール
	20 春分の日	
	21 正副会長並びに関連団体代表者会議 本部相談日 相談員	3階委員会室 2階相談室
	24 【全宅連・全宅保証】理事会	第一ホテル東京
	25 入会審査 (一社)流通機構 理事会 本部相談日 相談員 中部相談日 相談員 北部相談日 相談員	4階ホール 4階ホール 2階相談室 中部相談日 名護市役所
	【全宅管理】理事会	東京ミッドタウン八重洲 カンファレンス
	27 うるま市空き家対策等審議会 広報啓発委員会	うるま市役所 4階ホール
	28 本部相談日	2階相談室
	31 現金監査	



宅建協会よりお知らせ

# 「宅地建物取引業者票」「従業者名簿」 改定のお知らせ

## 宅地建物取引業者票

第14次一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)施行に伴い、「宅地建物取引業施行規則の一部の改正する省令」(令和6年国土交通省令第70号)が公布され、**令和7年4月1日から宅地建物取引業者票(様式第9号)の様式が変更されます。**

会員の皆さまにおかれましても事務所の業者票を差し替えていただく必要がございます。

【現行】

【令和7年4月1日より】

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 ( ) 第 号 知事
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の氏名	<b>削除</b>
主たる事務所の所在地	電話番号 ( )



宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 ( ) 第 号 知事
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所の代表者氏名	<b>追加</b>
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数	<b>追加</b> (宅地建物取引業に従事する者の数) 人
主たる事務所の所在地	電話番号 ( )

### 〈改正による変更点〉

【削除】「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の氏名」



【追加】「この事務所の代表者(政令で定める使用人)の氏名」

※政令で定める使用人を設置していない本店の場合は代表者氏名を記載してください。

【追加】「この事務所に置かれる専任の宅地建物取引士の人数および宅地建物取引業に従事する者の数」

## 従業者名簿

### 〈改正による変更点〉

【削除】個人のプライバシー保護の観点から、記載事項の「性別」「生年月日」が削除

※『従業者名簿』は、4/1からハトサポマイページにてダウンロード可能です。